



（令和 6 年分）

収 支 報 告 書

（ ふ り が な ） にほんいしんのかいしゅうぎいんひろしまけんたいさんせんきょくしぶ

1. 政治団体の名称 日本維新の会衆議院広島県第3選挙区支部

2. 主たる事務所の所在地 広島県広島市安佐南区中須1丁目11-4

3. 代表者の氏名 瀬木寛親

4. 会計責任者の氏名 瀬木寛親

事務担当者の氏名 瀬木寛親

（ 電 話 ） 090-1183-3091

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
		有 ・ 無	有 ・ 無

政治団体の区分

- ☐ 政党
☒ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 特定パーティー開催団体
☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有 現 職
公 職 の 種 類 衆議院議員 候補者等
届 出 者 氏 名 瀬木寛親
☒ 無

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号
公 職 の 種 類 参議院議員 現職・候補者等
公職の候補者氏名 瀬木寛親

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 6 年 1 月 1 日 から
令和 6 年 10 月 28 日 まで

収 支 の 状 況

[illegible]

(1) 個人の負担する党費又は会費	金 額						員 数					
			百万		千	円			百万		千	人

[illegible]

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入																		
			交付金を供与した本部又は支部の名称				金 額						年 月 日		主たる事務所の所在地		備 考	
						十億		百万		千			円					
			日本維新の会 本部						1	5	0	0	0	0	0	R6. 1. 25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
			日本維新の会 本部						1	5	0	0	0	0	0	R6. 4. 25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
			日本維新の会 本部						1	5	0	0	0	0	0	R6. 7. 25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
			日本維新の会 本部						1	0	0	0	0	0	0	R6. 9. 25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
			この頁の小計							5	5	0	0	0	0	0		
			合 計							5	5	0	0	0	0	0		

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表																
項 目			金 額										備 考			
1 経常経費																
(1) 人件費					十億			百万			千			円	0	
(2) 光熱水費														0		
(3) 備品・消耗品費									1	8	3	5	3	0		
(4) 事務所費									5	5	3	3	0	0		
小 計 ((1)～(4))									7	3	6	8	3	0		
2 政治活動費																
(1) 組織活動費									5	6	6	1	7	1		
(2) 選挙関係費														0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費								4	1	9	6	9	9	9		
ア 機関紙誌の発行事業費														0		
イ 宣伝事業費								4	1	9	6	9	9	9		
ウ 政治資金パーティー開催事業費														0		
エ その他の事業費														0		
(4) 調査研究費														0		
(5) 寄附・交付金														0		
(6) その他の経費														0		
小 計 ((1)～(6))								4	7	6	3	1	7	0		
合 計								5	5	0	0	0	0	0	※本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出は、備考欄に金額を内数で（ ）書すること。	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）		
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
オイル交換代			十億		百万		千		円	R6.1.5	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
車両整備代							3	7	3 4 5	R6.2.5	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
電子レンジ代							3	9	5 0 0	R6.2.17	株式会社エディオン	大阪府大阪市北区中之島二丁目3番3号	
車検代							3	3	5 5 0	R6.9.5	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
バッテリー交換代							2	8	1 2 6	R6.10.1	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
オイル・エレメント交換代							1	3	2 5 6	R6.10.25	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
この頁の小計							1	6	2 4 4 1	※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。			
その他の支出							2	1	0 8 9				
合 計							1	8	3 5 3 0				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分	事務所費 （ 借料損料 ）			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体に あつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、 主たる事務所の所在地）	備考	
家賃						5	5	3	3	0	R6.1.29	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃						5	5	3	3	0	R6.2.27	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃						5	5	3	3	0	R6.3.27	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃						5	5	3	3	0	R6.4.30	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃						5	5	3	3	0	R6.5.27	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃						5	5	3	3	0	R6.6.27	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃						5	5	3	3	0	R6.7.29	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃						5	5	3	3	0	R6.8.27	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃						5	5	3	3	0	R6.9.27	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃						5	5	3	3	0	R6.10.25	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
この頁の小計						5	5	3	3	0	0			
その他の支出											0			
合 計						5	5	3	3	0	0			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	組織活動費 (旅費交通費)		
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
移動費			十億		百万		千		円	R6. 3. 13	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1楽天クリムゾンハウス	
移動費							2	1	2 8 0	R6. 3. 24	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号	
移動費							1	0	7 7 0	R6. 3. 25	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号JRセントラルタワーズ	
移動費							3	4	2 0 0	R6. 8. 19	株式会社JTB	東京都品川区東品川二丁目3番11号	
この頁の小計							7	8	3 9 0	※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。			
その他の支出							4	8	7 7 8 1				
合 計							5	6	6 1 7 1				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	機関誌の発行その他の事業費 (宣伝事業費)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	備考	
ホームページ更新料・アップロード作業						3	3	8	8	0	R6.2.1	株式会社広告通信社	広島県広島市中区中町8-12	
街宣車運転代						4	8	0	0	0	R6.2.22	則常宗嗣	広島県広島市安佐北区亀山西2-23-10	
街宣車運転代						4	4	0	0	0	R6.3.15	則常宗嗣	広島県広島市安佐北区亀山西2-23-10	
街宣車運転代						4	8	0	0	0	R6.4.5	則常宗嗣	広島県広島市安佐北区亀山西2-23-10	
街宣車運転代						4	8	0	0	0	R6.4.10	則常宗嗣	広島県広島市安佐北区亀山西2-23-10	
街宣車運転代						4	4	0	0	0	R6.4.19	則常宗嗣	広島県広島市安佐北区亀山西2-23-10	
街宣車運転代						4	4	0	0	0	R6.5.10	則常宗嗣	広島県広島市安佐北区亀山西2-23-10	
街宣車運転代						4	4	0	0	0	R6.5.31	則常宗嗣	広島県広島市安佐北区亀山西2-23-10	
ポスター貼り代						3	0	0	0	0	R6.6.3	伊藤守	広島県広島市安佐南区川内1-12-22-6	
ポスター貼り代						3	0	0	0	0	R6.6.10	伊藤守	広島県広島市安佐南区川内1-12-22-6	
ポスター貼り代						4	0	0	0	0	R6.6.17	伊藤守	広島県広島市安佐南区川内1-12-22-6	
街宣車運転代						4	4	0	0	0	R6.6.21	則常宗嗣	広島県広島市安佐北区亀山西2-23-10	
シート作成代						2	3	9	8	0	R6.6.28	株式会社広告通信社	広島県広島市中区中町8-12	
ポスター貼り代						3	0	0	0	0	R6.7.1	伊藤守	広島県広島市安佐南区川内1-12-22-6	
ポスター貼り代						4	2	9	0	0	R6.7.6	株式会社タカミコーポレーション	京都府京都市下京区四条新町東入ル月鉦町 39番地の1 四条島丸大西ビル3F	
この頁の小計						9	8	0	8	6	※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載 し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄 に一括して記載すること。 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目 ごとに最後のページにのみ記載すること。			
その他の支出														
合 計														

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	機関誌の発行その他の事業費 (宣伝事業費)		
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	備考
ポスター貼り代						3	0	0	0	R6.7.15	伊藤守	広島県広島市安佐南区川内1-12-22-6	
街宣車運転代						4	4	0	0	R6.7.19	則常宗嗣	広島県広島市安佐北区亀山西2-23-10	
ポスター貼り代						4	0	0	0	R6.7.29	伊藤守	広島県広島市安佐南区川内1-12-22-6	
車両整備代					1	7	5	0	0	R6.7.31	広島トヨペット株式会社	広島県広島市西区観音町7番8号	
ポスター貼り代						3	0	0	0	R6.8.5	伊藤守	広島県広島市安佐南区川内1-12-22-6	
街宣車運転代						4	4	0	0	R6.8.8	則常宗嗣	広島県広島市安佐北区亀山西2-23-10	
ポスター貼り代						3	0	0	0	R6.8.12	伊藤守	広島県広島市安佐南区川内1-12-22-6	
ポスター貼り代						4	0	0	0	R6.8.19	伊藤守	広島県広島市安佐南区川内1-12-22-6	
チラシ配布代						4	0	7	3	R6.8.28	株式会社ボスネットボスネット広島	広島県広島市南区東雲本町2-21-2東雲奥野ビル	
ポスター貼り代						3	0	0	0	R6.9.2	伊藤守	広島県広島市安佐南区川内1-12-22-6	
後援会入会申込書作成代						2	4	5	3	R6.9.2	株式会社広告通信社	広島県広島市中区中町8-12	
名刺印刷料・ホームページアップロード作業						4	4	7	7	R6.9.2	株式会社広告通信社	広島県広島市中区中町8-12	
ポスター貼り代						3	0	0	0	R6.9.16	伊藤守	広島県広島市安佐南区川内1-12-22-6	
YouTube広告代						4	4	0	0	R6.9.19	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目11-11グリーンファンタジアビル7F	
ポスター作成費・ホームページアップロード作業						1	3	2	0	R6.9.30	株式会社広告通信社	広島県広島市中区中町8-12	
YouTube広告代						6	6	0	0	R6.9.30	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目11-11グリーンファンタジアビル7F	
ポスター貼り代						4	0	0	0	R6.9.30	伊藤守	広島県広島市安佐南区川内1-12-22-6	
チラシ作成代					1	3	0	1	0	R6.10.22	株式会社広告通信社	広島県広島市中区中町8-12	
この頁の小計					3	0	6	6	3	9	※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。		
その他の支出					1	4	9	8	0	0			
合 計					4	1	9	6	9	9			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土地	☐	☒	
イ 建物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金及び通常貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金銭信託	☐	☒	
キ 有価証券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年



政 治 団 体 の 名 称 日本維新の会衆議院広島県第3選挙区支部

会 計 責 任 者 の 氏 名 瀬木寛親



代 表 者 の 氏 名
(解 散 時 の み) 瀬木寛親



(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

政治資金監査報告書

令和6年11月12日

日本維新の会衆議院広島県第3選挙区支部

代表 瀬木寛親 殿

登録政治資金監査人

松浦辰樹

登録番号 第 4465 号
研修了年月日 平成25年9月4日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会衆議院広島県第3選挙区支部の令和6年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に關する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院広島県第3選挙区支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計等簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会衆議院広島県第 3 選挙区支部と私の間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実は無い。

以 上